

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

○ 収納代理金融機関の指定の一部改正

（県例規集登載）

○ 保安林の指定の解除

〃

○ 道路の区域変更

○ 道路の供用開始

○ 児島湖流域下水道児島湖浄化センターの

下水汚泥運搬の調達契約に係る入札参加資

格を得ようとする者の資格審査の実施

### 【公告】

○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の

申請

○ 平成二十八年度ふぐ処理師試験の実施

○ 一般競争入札の実施

○ 土地改良事業換地計画の縦覧（市町村）

○ 都市計画の変更案の縦覧

○ 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

○ 道路の位置の指定

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事

の完了

会計課

治山課

〃

道路整備課

〃

都市計画課

県民生活交通課

生活衛生課

産業振興課

耕地課

都市計画課

〃

建築指導課

〃

## 目次

担当課（室）

○ 〃

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の

完了

〃

### 【選挙管理委員会】

○ 不在者投票を行うことができる施設の指

定の一部改正

（県例規集登載）

### 【内水面漁場管理委員会】

○ 第二百二十四回岡山県内水面漁場管理委

員会の開催

〃 〃 〃

選挙管理委員会

内水面漁場管理委  
員会

◎岡山県告示第六百十八号

平成二年岡山県告示第二百号（収納代理金融機関の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表中「母子・寡婦福祉資金」を「母子福祉資金、父子福祉資金又は寡婦福祉資金」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第六百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十八年十二月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

岡山市北区西山内字大ジイ一九七七の六、一九七七の八

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

◎岡山県告示第六百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十八年十二月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

岡山市北区西山内字大ジイ一九七七の五、一九七七の七、一九七七の九

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

# 平成28年12月6日 岡山県公報 第11845号

◎岡山県告示第六百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 和気笹目作東線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
備前市吉永町笹目字新田九一七番二地先から	新	四・二〇 一四・〇	一三三・〇
備前市吉永町笹目字新田九一七番二地先から	旧	六・〇〇 一一・〇	一五五・〇
備前市吉永町笹目字新田九一七番二地先から	旧	四・二〇 一四・〇	一三三・〇



# 平成28年12月6日 岡山県公報 第11845号

◎岡山県告示第六百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	上糸神目停車場線	久米郡久米南町別所字勝負田四七四番四地先から 久米郡久米南町別所字勝負田四七五番六地先まで	平成二十八年十二月六日

# 平成28年12月6日 岡山県公報 第11845号

## ◎岡山県告示第六百二十三号

平成二十九年年度における児島湖流域下水道児島湖浄化センターの下水汚泥運搬の調達契約に係る入札参加資格を得ようとする者の資格審査を次のとおり実施する。

平成二十八年十二月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 調達の対象となる下水汚泥運搬の概要

#### 1 種類

下水汚泥（産業廃棄物）の運搬

#### 2 積込場所

児島湖流域下水道児島湖浄化センター 玉野市東七区四五三番地

#### 3 荷下場所

水島クリーンセンター 倉敷市水島川崎通一丁目一八番

#### 4 積込場所での運搬車両の稼働可能時間

午前八時三十分から午後三時三十分まで

### 二 入札参加資格の審査を受けることができない者

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項各号に掲げる者

2 県税、市町村税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している者（その延滞金が未納である者を含む。）

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十四条第一項に規定する知事の許可（汚泥に係るもの）を受けていない者

4 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の許可を受けていない者

5 電子マネーフエストシステムに加入していない者

6 県内に本社又は本店を有していない者

7 平成十六年度以降のいずれかの年度において、県内における下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道に係る下水汚泥（以下「下水汚泥」という。）を千トン以上運搬した実績を有していない者

8 次に掲げる者のいずれかに該当する個人又はその役員（暴力団員による不当な行

為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第九条第二十一号ロに規定する役員をいう。）が次に掲げる者のいずれかに該当する法人

(1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。（2）及び（3）において同じ。）に該当する者

(2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。（3）において同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

(3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

9 8（1）から（3）までに掲げる者がその経営に実質的に関与している者

10 過去二年以内において、8又は9に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者

三 入札参加資格の審査の申請手続

1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、発行後三月以内のものに限る。）

(1) 入札参加資格審査申請書

(2) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書及び法務局長が発行する登記されていないことの証明書（(11)の受任者に係るものを含む。）

(3) 岡山県県民局長が発行する県税の納税証明書

(4) 市町村長が発行する市町村税の納税証明書

(5) 税務署長が発行する法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

(6) 申請時の直前の事業年度の決算（以下「直前決算」という。）を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び利益金処分計算書又は損失金処理計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調（貸借対照表）（営業年数が一年未満であることにより決算を明らかにする書類を添付することができない場合は、申請時の直前三月以内における営業の事実を証する書類）

(7) 印鑑登録証明書

(8) 二8及び9の者に該当しない旨の誓約書

(9) 二3及び4の許可を受けていることを証する書類

(10) 電子マネーフレストシステムに加入していることを証する書類

(11) 契約の締結についての権限を営業所等の長に委任する場合には、委任状

# 平成28年12月6日 岡山県公報 第11845号

- (12) 下水汚泥の運搬の用に供する車両の写真及び自動車検査証の写し
- (13) (1)の申請書に記載した年度の下水汚泥の運搬の実績を証する書類
- (14) (1)から(13)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

## 2 提出期間

平成二十九年一月五日（木）から同月三十一日（火）までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日をいう。六一において同じ。）を除く。

## 3 提出場所

岡山県備前県民局建設部建設企画課  
〒七〇〇―八六〇四 岡山市北区弓之町六番一号  
電話 〇八六一二三三―九八三八

## 4 提出方法

2の期間内の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に3の場所へ持参することとし、郵送又は信書便による提出は認めない。

## 四 入札参加資格の審査事項

- 1 平成十六年度以降のいずれかの年度における下水汚泥の運搬の実績
  - 2 申請時における下水汚泥の運搬の用に供する車両の保有状況及び当該車両のうち二台以上が次に掲げる要件を満たしていること。
    - (1) 二3の許可を受けた車両であること。
    - (2) 積載量は九・〇トン以上、車体寸法は長さ七・八〇メートル以下、幅二・五〇メートル以下及び高さ三・一五メートル以下であること。
    - (3) 荷台は水密性があり、開閉可能な覆い等により飛散、流出及び悪臭の防止の措置が講じられていること。
    - (4) 荷下ろしの際、荷台が後方に傾斜する機能を有すること。
  - 3 直前決算における自己資本金
  - 4 直前決算における流動比率
  - 5 申請時における従業員数及び運搬業務に従事することができる運転員数
  - 6 申請時までの営業年数
  - 7 その他知事が必要と認める事項
- ## 五 入札参加資格の有効期間

申請者に入札参加資格を付与した日からその日の属する年度の翌年度の三月末日までとする。

六 資格認定通知書の交付期間、交付場所及び交付方法

1 交付期間

申請者に入札参加資格を付与した日から随時交付する。ただし、県の休日を除く。

2 交付場所

三3の場所

3 交付方法

午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に直接受け取ること。

なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、二百八十円分の切手を貼った返信用封筒（A四サイズ用の紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、三3の場所へ請求すること。

七 問い合わせ先

三3の場所

〔四八七〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十八年十二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人のぞみ

三 代表者の氏名

岡田 伸政

四 主たる事務所の所在地

総社市井手一〇〇四番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者（児）が地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行う。また子育てをしながらでも安心して働くことができるために必要な事業を行う。

これらの事業によって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項及び会議に関する事項

〔四八八〕岡山県ふぐ処理等規制条例（平成二十七年岡山県条例第五十七号。以下「条例」という。）第五条第一項の規定により、平成二十八年度ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

平成二十八年十二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験の日時及び場所

1 日時 平成二十九年二月一日（水曜日）九時五十分から

2 場所 岡山県岡山市北区平田四〇八一 岡山県南部健康づくりセンター

二 試験科目

1 学科試験

(1) 条例及び岡山県ふぐ処理等規制条例施行規則（平成二十七年岡山県規則第六十号）に関する事。

(2) ふぐに関する一般知識

(3) 食品衛生に関する一般知識

2 実技試験

(1) ふぐの種類及び内臓の識別に関する事。

(2) 食用のふぐ（条例第二条第一号に規定する食用のふぐをいう。）の処理の技術

三 受験資格

調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）第二条に規定する調理師であつて、次のいずれかに該当する者

1 次の期間の合計が二年以上である者

(1) ふぐ処理施設（条例第二条第五号に規定するふぐ処理施設をいう。(2)において同じ。）においてふぐ処理師（同条第三号に規定するふぐ処理師をいう。(2)において同じ。）の立会いの下にその指示を受けて業として食用のふぐの処理（同条第二号に規定する食用のふぐの処理をいう。以下同じ。）に従事した期間

(2) ふぐ処理施設において、条例附則第五項の規定によりふぐ処理師とみなされる者の立会いの下にその指示を受けて業として食用のふぐの処理に従事した期間

(3) 条例附則第六項の規定により(1)の期間とみなされる期間

2 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、静岡県、愛知県、滋賀県、

京都府、奈良県、鳥取県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊

本県、宮崎県又は鹿児島県の知事が実施する食用のふぐの処理に関する試験に合格し、当該知事から当該試験に係る食用のふぐの処理に関する免許を受けている者

3 2に掲げる者の立会いの下にその指示を受けて業として食用のふぐの処理に従事した期間が二年以上である者

4 2の知事以外の道府県の知事又は地域保健法（昭和二十二年法律第一百一号）第五条第一項の政令で定める市の長が実施する食用のふぐの処理に関する講習を修了し、当該知事又は市長から与えられた食用のふぐの処理に関する資格を有する者であつて、業として食用のふぐの処理に従事した期間が二年以上であるもの

四 受験願書の受付期間

持参による場合は、平成二十九年一月十日（火曜日）から同月十七日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の八時三十分から十七時十五分までとする。

郵送又は信書便による送付（五2において「郵送等」という。）の場合は、平成二十九年一月十日（火曜日）から同月十七日（火曜日）までとし、同日付けの消印又は通信日付印があるものまで有効とする。

五 提出書類及び提出先

1 県内居住者にあつては、次に掲げる書類を住所地を管轄する保健所（支所を除く。以下同じ。）へ持参により提出すること。

(1) 受験願書 一通

受験願書に受験手数料として一万五千四百三十円分の岡山県収入証紙を貼り付けること。なお、既納の受験手数料は、返還しない。

(2) 調理師法第五条第三項の調理師免許証の写し 一通

(3) 三1、3又は4に該当する者にあつては、業として食用のふぐの処理に従事した期間を証明する書類

(4) 三2に該当する者にあつては、三2の免許を受けていることを証する書類の写し

(5) 三4に該当する者にあつては、三4の資格を有していることを証する書類の写し

(6) 写真票 一通

写真票に、出願前六月以内に撮影した正面、上半身、無帽及び無背景の縦五センチメートル、横四センチメートルの大きさの写真（裏面に氏名及び撮影年月日

を記載したものに限り、)を貼り付けること。

- 2 県外居住者にあつては、1(1)から(6)までに掲げる書類を次の提出先に持参又は郵送等により提出すること。

郵便番号 七〇〇一八五七〇

岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県保健福祉部生活衛生課

#### 六 合格発表

平成二十九年二月十五日(水曜日)九時に岡山県庁北側公示板及び各保健所において発表するほか、岡山県保健福祉部生活衛生課ホームページ (<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/37/>) 上に合格者の受験番号を掲載する。また、合格者には、合格証を交付する。

#### 七 その他

- 1 受験者には、受験票を送付する。
- 2 受験手続等について不明の点は、住所地を管轄する保健所又は岡山県保健福祉部生活衛生課食の安全推進班(電話〇八六一二二六一七三三八)に問い合わせること。
- 3 受験願書等は、各保健所で交付する。

なお、郵送による受験願書等の請求は、宛先を明記し、百二十円分の切手を貼った返信用封筒(A四サイズの用紙が折らずに入る大きさのもの)を同封して行うこと。また、受験願書等は、岡山県保健福祉部生活衛生課ホームページにおいてダウンロードすることもできる。

〔四八九〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十八年十二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 借入件名及び数量

電界放出形走査電子顕微鏡 1式

(2) 借入件名の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 借入期間

平成29年3月1日から平成34年2月28日まで

(4) 借入場所

岡山市北区芳賀5301番地

岡山県工業技術センター

(5) 入札方法

入札金額は、全ての借入物件の本体価格のほか、輸送費及び仕様書に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入れに係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料総額の60分の1に相当する額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格者

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成28年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成28年岡山県告示第45号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分が

Aであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

### 3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班

電話 (086) 226-7538

### 4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒701-1296 岡山市北区芳賀5301番地

岡山県工業技術センター総務課

電話 (086) 286-9600

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成28年12月6日から平成29年1月10日まで（岡山県の休日を定める条例（平

成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9

時から午後 5 時まで

イ 交付方法

(1) の場所にて交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成29年 1月12日 午後 2 時

〒701-1296 岡山市北区芳賀5301番地

岡山県工業技術センター技術交流室

(4) 入札書の受領期限

平成29年 1月19日 午後 4 時

(5) 開札の日時及び場所

平成29年 1月20日 午後 2時30分

〒701-1296 岡山市北区芳賀5301番地

岡山県工業技術センター技術交流室

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第 8 号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札, 入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は, 無効とする。

(5) 契約書作成の要否

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第 1 項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be leased :  
Field Emission—Scanning Electron Microscope 1 Set
- (2) Lease period :  
From 1 March, 2017 through 28 February, 2022
- (3) Lease place :  
Industrial Technology Center of Okayama Prefecture  
5301 Haga, Kita—ku, Okayama—shi
- (4) Time limit for tender :  
4:00 P.M. 19 January, 2017
- (5) Contact Point for the notice :  
Industrial Technology Center of Okayama Prefecture, General affairs  
Division  
5301 Haga, Kita—ku, Okayama—shi, Okayama—ken, 701—1296, Japan  
Telephone number : 086—286—9600

# 平成28年12月6日 岡山県公報 第11845号

〔四九〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四第一項において準用する同法第五十二条第一項の規定により申請のあった土地改良事業換地計画について、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

平成二十八年十二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

赤磐市長

二 地区名

草生地区

三 縦覧に供する書類

換地計画書

四 縦覧の期間

平成二十八年十二月六日から同月二十七日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部農地農村計画課

〔四九一〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により岡山県南広域都市計画流通業務地区を変更するため、当該都市計画の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該案については、縦覧期間満了の日までに岡山県知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年十二月六日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画流通業務地区

二 都市計画を変更する土地の区域

都窪郡早島町早島地内

三 都市計画の変更案の縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び早島町建設農林課

四 縦覧期間

平成二十八年十二月十二日から同月二十六日まで

〔四九二〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により浅口市から岡山県南広域都市計画汚物処理場についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年十二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画汚物処理場

二 都市計画の変更年月日

平成二十八年十一月十八日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、浅口市生活環境部環境課において縦覧に供する。

平成28年12月6日 岡山県公報 第11845号

〔四九三〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第二〇一二号 平成二十八年十一 月二十九日	浅口市鴨方町鴨方字鳥落通二二二〇 番一	四・五〇	二三・八〇
		六・〇〇	二四・一〇

〔四九四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年十二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市見延字高畔一六二二一、一六二四一、一六二四三、一六二五、一六四二一、一六四二三、一六四五、一六四六一、一六四八一、一六四九一、一六五〇、一六五二、一六五三一、一六四二一地先から一六五三一地先まで道、一六四六一地先水路、一六四八一地先水路、一六四九一地先水路、一六五〇地先水路

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市見延一六二六一二

岡山指月株式会社

代表取締役社長 伊藤 薫

三 許可番号

岡山県指令建指第二三三三号

〔四九五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年十二月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音上中島字向原一六一―一、一六一―二、一六一―三

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市西郡四五二―一

タイメック不動産株式会社

代表取締役 田中 康裕

三 許可番号

岡山県指令建指第一四三号

〔四九六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成二十八年十二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市見延字高畔一六二二一、一六二四一、一六二四一三、一六二五、一六四二一、一六四二三、一六四五、一六四六一、一六四八一、一六四九一、一六五〇、一六五二、一六五三一、一六四二一地先から一六五三一地先まで道、一六四六一地先水路、一六四八一地先水路、一六四九一地先水路、一六五〇地先水路

二 公共施設の種類

消防の用に供する貯水施設

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市見延一六二六一二

岡山指月株式会社

代表取締役社長 伊藤 薫

五 許可番号

岡山県指令建指第二三三三号

〔四九七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成二十八年十二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音上中島字向原一六一―一、一六一―二、一六一―三

二 公共施設の種別

道路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市西郡四五二―一

タイムック不動産株式会社

代表取締役 田中 康裕

五 許可番号

岡山県指令建指第一四三号

平成28年12月6日 岡山県公報 第11845号

◎岡山県選管告示第百十号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正し、平成二十八年十一月二十八日から適用する。

平成二十八年十二月六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

表病院の項中

表病院の項中	竜操整形外科病院	岡山市中区藤原二一―一	を
	竜操整形外科病院	岡山市中区藤原二一―一	
	岡山旭東病院	一 岡山市中区倉田五六七―	に、
	岡山市立せのお病院	岡山市南区妹尾八五〇	を
	岡山市立せのお病院	岡山市南区妹尾八五〇	
	岡山光南病院	三 岡山市南区東畦七六七―	に、
表身体障害者支援施設の項中	障害者支援施設大佐荘	五 新見市大佐田治部三二四	を

---

---

障害者支援施設神郷の園	障害者支援施設大佐荘
五 新見市神郷下神代一九五	五 新見市大佐田治部三二四

---

に改める。

◎岡山県内水面漁場管理委員会公示第三号

岡山県内水面漁場管理委員会事務規程第五条第一項の規定により、第二百二十四回岡山県内水面漁場管理委員会を次のとおり開催する。

平成二十八年十二月六日

岡山県内水面漁場管理委員会

会長 戸田博

一日時 平成二十八年十二月十六日(金)

午後一時から

二 場所 岡山市北区丸の内一丁目九番六号

児島湾漁村センター

TEL(〇八六)二二五―三八五四

三 議題

第一号議案 会長及び会長職務代理者(副会長)の互選について

第二号議案 平成二十九年度における第五種共同漁業権魚種の増殖指示量について